

宇治市空き家等アドバイザー派遣事業 実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、空き家等の活用・流通等を促進することを目的に、空き家等の所有者等に対して、必要な助言や情報提供等を行うアドバイザーを派遣する事業（以下「派遣事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 宇治市空き家等の適正管理に関する条例第2条第1号に掲げるものをいう。
- (2) 所有者等 宇治市空き家等の適正管理に関する条例第2条第3号に掲げる者をいう。
- (3) アドバイザー 宇治市空き家等アドバイザー派遣事業者登録等実施要項第4条に基づき登録された派遣事業者が派遣する者をいう。

(派遣業務等)

第3条 アドバイザーが派遣事業において行う業務（以下「派遣業務」という。）は、空き家等の状況を踏まえた活用や流通等に関する助言等とする。

- 2 派遣業務は、活用又は流通させるための相談の対象となる空き家等（以下「対象空き家等」という。）の所在地にて行うものとする。
- 3 アドバイザーは、空き家等の状況及び所有者等の相談をふまえた活用等の提案を行う。
- 4 派遣業務は、1件の対象空き家等につき1回とする。

(申請対象者)

第4条 アドバイザー派遣の申請ができる者は、対象空き家等を賃貸若しくは売却用として活用、又は流通しようとする当該空き家等の所有者等とする。

(申込方法)

第5条 アドバイザーの派遣を申請する者（以下「申請者」という。）は、宇治市空き家等アドバイザー派遣申請書（第1号様式）に記入の上、持参、FAX又は郵送にて次の各号に掲げる書類を添付し、派遣申請書を提出しなければならない。

- (1) 申請対象建築物の付近見取図
- (2) その他市長が必要と認める書類

(派遣の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合、予算の範囲内において、アドバイザー派遣を実施することが適当であると認めるときは派遣の決定を行い、その旨を申請者に通知する。

2 市長は、前条の規定による申請があった場合において、アドバイザーの派遣を実施することが適当でないと認めるときは、その旨を申請者に通知する。

(派遣事業の実施)

第7条 市長は、前条の規定により派遣の決定をしたときは、申請者の希望する派遣事業者に対し、派遣を依頼するものとする。

2 派遣日時は、申請者の希望をもとに、前項で選定した派遣事業者と調整して決定する。対象空き家等の現地での派遣業務への従事時間は1時間程度とする。

3 市長は、前項の規定により決定した派遣日時を、派遣する派遣事業者に書面により通知する。

(派遣の中止)

第8条 申請者は、事情によりアドバイザー派遣を中止し、又は取り止めるときは、派遣の2日前までに、市長にその旨を連絡しなければならない。

(派遣の取消等)

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、アドバイザー派遣を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な行為によりアドバイザー派遣の決定を受けたとき

(2) 前条の規定に違反し、派遣業務が実施できなかつたとき

(3) その他、市長が不相当と認める事由が生じたとき

2 前2号の規定に該当する場合は、以後、派遣事業を利用することができない。

(報告義務)

第10条 派遣された派遣事業者は、宇治市空き家等の活用等に関する報告書(第2号様式)を作成し、市長に提出しなければならない。

(事業の範囲)

第11条 本事業は、前条の空き家等の活用等に関する報告書の提出をもって完了するものとし、その後、申請者と当該派遣アドバイザーが合意のうえで行う設計、仲介、工事等の協議については、市は関与しない。

(守秘義務等)

第12条 アドバイザーは、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本事業に関し、職務上知り得た個人情報漏らすこと
- (2) 本事業に関し、申請者から、金銭等を受け取ること
- (3) 申請者に対し、誤解を与えるような勧誘を行うこと
- (4) 本事業に関しアドバイザー自身の利益につながるような工事又は不必要な工事等に誘導すること
- (5) その他、派遣されたアドバイザーとしてふさわしくない行為を行うこと

(補則)

第13条 この要項に定めるもののほか、派遣事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要項は、平成28年1月15日から実施する。

附 則（平成29年4月6日改正）

この要項は、平成29年4月6日から実施する。

宇治市空き家等アドバイザー派遣申請書

年 月 日

宇治市長 あて

申請者 氏名 印

宇治市空き家等アドバイザー派遣事業実施要項第5条に基づき、アドバイザーの派遣を申請します。また、以下の内容について、派遣を希望するアドバイザーに対して通知することに同意します。

申請者住所	
連絡先	
空き家所在地	
希望する派遣事業者名	第1希望： 第2希望： *この事業による派遣は、一の住宅につき一回しか受けられません。また、派遣事業者の都合により対応できない場合があります。希望した派遣事業者が対応できなかった場合、市から連絡いたします。
派遣を希望する日時	年 月 日() 時 ~ 時
希望する相談内容 など	

① 欄内に収まらないときは、別紙により提出してください。

② アドバイザー対応を代理人に依頼する場合は、委任状に記入・押印が必要です。

アドバイザー派遣の対応について代理人を立てる場合の委任状

下記の者に、アドバイザー派遣対応を委任します。

代理人氏名

代理人住所

代理人連絡先

申請者氏名

印

第2号式（第10条関係）

宇治市空き家等の活用等に関する報告書

年 月 日

宇治市長 あて

アドバイザー氏名 印

宇治市 に所在する空き家についての派遣実績を、宇治市空き家等アドバイザー派遣事業実施要項第10条の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

別紙

派遣対象者氏名 (代理人の場合は代理人氏名)	
住所	
連絡先	
空き家所在地	
派遣日時	年 月 日() 時 ~ 時
業務内容	
空き家の今後の予定	

*欄内に収まらないときは、別紙により報告してください。

上記の内容で、相違ありません。

派遣対象者署名（代理人の場合は代理人署名）

住所

氏名

印